

大阪府立女性自立支援センター昇降機設備改修工事  
随意契約及び比較見積省略理由書

大阪府立女性自立支援センターについては、平成8年度に開設してから26年が経過し、建物全体が老朽化してきており、計画的に更新工事を実施しているところである。施設内には昇降機が計4機あり、過年度に1号機及び2号機を更新し、今回は生活棟に設置されている3号機及び4号機を更新するもの。

日本エレベーター製造株式会社は、施設開設時に昇降機を施工した業者であり、当該昇降機の更新については、メーカーである当社のみ施工できるものである。(令和3年度に財産活用課及び公共建築室に確認済)については、地方自治法施行令第167条2第1項第2号により随意契約を締結することとし、大阪府財務規則第62条運用関係2(1)により比較見積書を省略するものである。